

公益財団法人 ほしのわ

2026 年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

ほしのわ奨学金は、熊本県内の高等専門学校（3 年生以上）、専修学校及び大学に在籍する学生で、工学、情報学、商学、経営学、経済学に関する分野について学んでいる、経済的理由により就学が困難な者に対して奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付するものとし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 令和 8 年の熊本地震で被災され、家計が急変した方もぜひ本制度をご利用ください

3. 奨学生の応募資格

公益財団法人ほしのわ（以下、財団という）の奨学生となる者は、以下の各号に該当する者としします。

- (1) ほしのわ奨学金を受け取ることができる者は、財団の指定する高等専門学校（3 年生以上）、専修学校、大学に在籍している者
- (2) 学業、もしくは、芸術またはスポーツ等の分野に優れている者
- (3) 勉学に意欲があり、人柄も優れている者。
- (4) 経済的に奨学金の支援を必要とする者 または、
自身の目標を達成するために資金援助を必要とする者。
- (5) 他の奨学金制度を利用している者であっても、応募資格を有するものとします。
- (6) 日本国籍を有する者。

※現在、財団指定の募集対象校に在籍する方で、来年度別の募集対象校に編入学する方も応募可能です。(応募時点で編入学が決まっている場合は、編入学の合格通知書のコピーを添付の上、ご応募ください)。

4. 採用人数

計 15－20 名程度

5. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額 月額 3 万円
- (2) 給付する期間 1 年間（2027 年 4 月～2028 年 3 月）
- (3) 給付の方法 奨学金は、4 カ月毎の一定日に送金するものとします。
 (本人名義の銀行等の預金口座に送金します。)

6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 退学したとき
- (3) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき
- (6) 奨学金給付規程第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (7) 奨学金給付規程第 17 条に定める責務に特段の理由なく違反したとき
- (8) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手 続

(1) 必要書類

ア 願書

イ 指導教員の推薦書

ウ 成績を証明するもの

(直近のものをご提出ください。1 年生の場合は、前期の成績表を提出ください)

エ 住民票

【住民票取得時の注意】

- ・ ご本人と保護者（生計維持者）を含めた世帯全員が記載されているもの
- ・ 本籍、マイナンバーが記載されていないもの
- ・ 取得後 3 か月以内のもの
- ・ 本人と保護者（生計維持者）が別々に居住しており、住民票が 2 通以上に分かれる場合はすべてご提出ください

オ 保護者の所得証明書

(例：職場発行の源泉徴収票、市区町村発行の課税・非課税証明書など。

本人がすでに社会人で独立済みの場合でも保護者（生計維持者）の所得証明書が必要です

カ 個人情報の取扱いに関する同意書

キ 課題（奨学金志望理由）

【該当の方のみ】

- ・ 編入学の合格通知書のコピー
※現在、財団指定の募集対象校に在籍する方で、来年度、すでに財団指定の別の募集対象校に編入学が決まっている方はご提出ください。

【該当の方のみ】

- ・ 以下の①～③すべてに該当する方は独立生計者とみなしますので、申込者ご本人の所得証明書もご提出ください。
(この場合も保護者（父・母など）の所得証明書が必要です)
 - ①保護者等の親族と別居していること
 - ②所得税法上、保護者の扶養親族でないこと
 - ③本人に 1 人で生活を営める収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行される者

必要書類の書式は財団のホームページ (<https://hoshinowa.or.jp/>) に掲載しています。

ご不明な点がございましたら、財団ホームページよりお問い合わせください。
なお、財団ホームページの「よくある質問」もご参照ください。

(2) 提出方法 財団宛郵送のこと。

(3) 提出期限 2026 年 11 月 16 日（月）※下記必着

(4) 提出先（連絡先）

〒163-0919 東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリス 19 階
スターティアホールディングス株式会社内
公益財団法人ほしのわ 事務局 伊藤 宛

8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、財団の奨学生選考委員会の面接及び選考を経て決定し、その結果を本人及び各学校に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は、財団が年に 3 回開催する奨学生交流会には、特別な事情がない限り出席しなければなりません。当財団の奨学金は、奨学生が自分で管理し、自身の勉強と生活のために使わなければなりません。

以上